

西宮市からのお知らせ

○（住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅入居者の居宅介護支援事業所のケアマネジャー向け）有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅入居者の適正なサービス提供の確保について

（ア）概要

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者の医療・介護サービスは、**入居者やその家族が自由な選択により選び決めるべき**ところ、昨年度厚労省が実施した調査において、下記のように、特定の医療・介護サービスの提供に限定又は誘導している事例や入居者に過剰なサービス提供を求める事例が全国的に見受けられています。

- ・ 特定の医療サービス（医療機関、訪問看護事業所等）・介護サービス（居宅介護支援（介護予防支援）事業所、居宅（介護予防）サービス事業所）の契約を入居条件としている。
- ・ 入居に当たり、有料老人ホーム施設長から、入居希望者が以前から利用していた介護等サービス事業所から、有料老人ホーム併設（又は系列）の介護等サービス事業所の変更を求められた。
- ・ 入居希望者は、有料老人ホーム入居前から利用している居宅介護支援事業所のケアマネジャーがホーム入居後も引き続き担当することを希望していたにも関わらず、有料老人ホーム法人本部職員から、「ホームが指定した居宅介護支援事業所に変更しないと入居契約を断わざるを得ない」と言われた。
- ・ 有料老人ホーム施設長から、特定の介護サービス事業所を利用しなければ家賃を上げることになると言われた。
- ・ 入居に当たり、ケアマネジャーから、ホーム併設の居宅サービス事業所の利用を加えたケアプランに変更するよう求められた。

こうした事例は、国の『有料老人ホーム設置運営標準指導指針』に基づき本市が定めた本市の指導指針において不適切であると認められます。

また、本調査では報告されていませんが、有料老人ホームの設置者が、医療機関や医師（歯科を含む。）に対して、入居者を患者として紹介する対価として金品を要求するといった事例についても、不適切です。

（イ）居宅介護支援（介護予防支援）事業者へのお願い

- ・ 別添資料「大丈夫？知らず知らずのうちに“不適切なケアマネジメント事例”を作り出していないですか？」をご確認ください。また、従業者に周知をお願いします。

(参考)『西宮市有料老人ホーム設置運営指導指針』

第7章 施設の管理・運営

3 医療機関等との連携

(1) ～(4)略

(5) 入居者が、医療機関等を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関等における診療に誘引するためのものではないことに留意すること。

(6) 医療機関等から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関等において診療を受けるように誘引してはならないこと。

4 介護サービス事業所との関係

(1) 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。

(2) 入居者の介護サービスの利用にあたっては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。

(3) 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。

※「西宮市サービス付き高齢者向け住宅設置指導指針」においても、同様の規定があります。

(ウ) 指導指針について

西宮市有料老人ホーム設置運営指導指針、西宮市サービス付き高齢者向け住宅運営指針は、下記西宮市ホームページに掲載しております。

「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置運営について～事業者の方へ～」

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/yuryoroin.html>

以上